

第二 取組の改善の方向性

1 「学校いじめ対策委員会」の機能強化

(1) 「学校いじめ対策委員会」の機能強化の視点と具体例

本章では、本委員会が協議された内容を踏まえ、今後の取組の方向性について示していく。

本委員会では、「対策委員会」の機能強化のための方策を審議するに当たって、小・中学校それぞれから校長を招き、自校の「対策委員会」の運営の工夫や課題について意見を聴取した上で、協議を行った。以下に概要を示す。

	機能強化の視点	具体例	留意事項
1	委員の構成	<p><例1> 校長、副校長、教務主任、生活指導主任、進路指導主任、学年主任、スクールカウンセラー等で構成する。</p> <p><例2> 生活指導連絡会、特別支援教育委員会のメンバーにスクールカウンセラーを加え、これらの会議に引き続いて、「対策委員会」の会議を開催する。</p> <p><例3> 企画委員会に、必要なメンバーを加えて「対策委員会」の機能をもたせる。</p> <p><例4> いじめが認知された場合には、常設の委員に、個々のいじめに応じて、学年会、部活動の担当教員等を加えて対応する。</p>	<p>◆ 委員のメンバーに校長、副校長は不可欠である。校長に決定権があることを明確にした上で、委員長を校長とするか、他の教員とするか、各学校で定める必要がある。</p> <p>◆ 教育課程の中に、いじめ防止の対策を位置付けることが大切であることから、「対策委員会」のメンバーには、教務主任が入るべきである。</p> <p>◆ 委員の構成については、学校の実態等に応じて、柔軟に編成することも必要である。</p>
2	定例会議の設定	<p>○ スクールカウンセラーの勤務日に合わせて会議を設定する。</p> <p>○ 個々のいじめやいじめの疑いの事案について、現状と対応の進捗状況を確認するとともに、今後の対応策を決定し、校長に報告する。</p>	<p>◆ 学校ごとに、「対策委員会」の機能と、具体的な取組を明確にし、定例会議で進捗状況を確認する必要がある。</p>
3	情報収集・共有	<p>○ 児童・生徒の様子で気になることがあったとき、児童・生徒間でトラブルが発生した時など、どんな小さな事案でも、「対策委員会」として教員から報告を受けるとともに、全教職員で情報を共有できるようにする。</p>	<p>◆ 教員一人一人が、誰にどのような手順で報告、連絡するかなどを、チャート図で示しておくことが大切である。</p>
4	いじめの認知	<p>○ 教員から、児童・生徒の様子で気になることが報告された場合は、校長の方針の下に、事実確認の方法を決定する。</p> <p>○ 上記確認の結果について報告を受け、当該の事案が、いじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等について判断する。</p>	<p>◆ いじめが認知された場合等には、迅速に対応する必要があるため、まず対策委員会のメンバーでもある校長が、担任等から報告を受けて対応を指示することもあり得る。</p>
5	対応方針の協議	<p>○ いじめ等について、実態に基づき、早期解決に向けた対応方針を協議し、校長に報告する。</p> <p>○ 対応方針について、学級担任等が保護者に伝えるとともに、保護者の意向を確認する。</p> <p>○ 学級担任は、保護者の意向を「対策委員会」に報告する。</p>	<p>◆ いじめへの対応に際して、「対策委員会」のメンバーが直接、児童・生徒への対応を行うかどうかは、学校の実態によって異なる。</p>

6	成果検証・ 「基本方針」改善	○ 学校の取組の推進状況について、自己評価、保護者による評価、外部評価、諸調査の数値等を基に検証し、「学校いじめ防止基本方針」を改訂する。	
7	指導・助言	○ 児童・生徒に対して中心となって対応を行う学級担任等に、適切に助言をしたり、相談に乗ったりする。	◆ 若手教員が増加する中で、「対策委員会」として、学級担任等にきめ細やかに助言することが求められている。
8	記録の保管・ 引継ぎ	○ いじめ問題への対応については、全ての事案について、「対策委員会」が定めた共通の様式等で記録を残し、全ての教職員が確認できる方法により保管する。 ○ 年度が替わった場合には、学級担任等が確実に情報を引き継げるようにするとともに、対象の児童・生徒が上級の学校等に進学した場合には、進学先に情報を伝えられるようにする。	
9	重大事態への対処	○ 「対策委員会」の役割としては、重大事態への対処を切り離して考えることもあり得る。重大事態は、教育委員会の助言を受け、管理職の直接の指揮の下に対応する状況と捉えることが適切である。	

(2) 「学校いじめ対策委員会」運営上の留意点

本委員会では、上記に示す意見等に加えて、教職員の意識や「対策委員会」運営上の配慮事項として、以下の意見が述べられた。

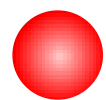
<「対策委員会」運営上の配慮事項について>

- いじめに対して、教職員が一人で抱え込んで対応することがあってはならないが、一人一人が、組織としての判断に基づき、責任をもって対応しようとする意識は必要である。
- いじめへの対応については、組織的対応とともに、迅速さが求められる。緊急の場合等には、いわゆるマニュアルどおりに報告、連絡等が行われないこともあり得る。最終的に、校長が判断できるような報告、連絡体制が確立されていることが大切である。

以上の協議等を経て、本委員会として「対策委員会」の役割を分かりやすく例示する資料を作成し、学校等に配布することにより、「対策委員会」の機能強化が図れるようにすることが必要との意見で一致した。

次ページに掲載しているリーフレット資料は、都教育委員会が作成し、平成 27 年 4 月上旬に、全教職員に配布したものである。

各学校は、引き続き、この資料等を活用して、「対策委員会」の機能強化に向けた取組を推進していくことが必要である。



学校いじめ対策委員会に関するQ&A

Q1 委員会が、教職員から児童・生徒の気になる様子についての報告を受けるために、その都度、委員を招集すると、迅速に対応できないこともあるのですが、どのような工夫が考えられますか。

A1 学校の実態（教職員の構成、規模等）に応じて、「委員の誰かに報告し、その委員が管理職に伝えた後に、委員会で情報共有を図る。」「学年主任とともに、管理職に報告し、管理職が委員会を招集し、伝達する。」など、学校として基本となる報告の流れを決めておきましょう。報告内容や校長からの指示内容を記録する方法を明確にしておくことも大切です。
迅速な報告と対応を第一に考え、例えば、報告を受けた校長が、報告者である学級担任に、直接対応を指示するなど、臨機応変の対応が必要となる場合もあります。
いずれの方法であっても、学校全体で情報共有し、組織的対応を行うために中核となるのがこの委員会です。

Q2 定期的な会議は、どのように設定し、どのような内容について話し合えばよいのでしょうか。

A2 いずれの学校でもSCが委員会の構成員となっていることから、定期的な会議をSCの勤務日に設定することが望ましいです。ただし、委員全員が参加できないこともあるので、会議の内容を記録しておくことが大切です。
また、委員会のメンバーが、教育相談、不登校対策、特別支援教育等に関する委員会などのメンバーと一致している学校では、複数の会議を統合する、連続して実施するなど、効率化を図っている例もあります。
定例会議では、いじめの解決に向けて対応中の事例の経過確認はもとより、他にいじめの可能性のある事例はないかなど、十分に確認することが必要です。
また、この資料の見開きページに示している例を参考に、年度当初に、年間の会議計画を立てておくと、実効性の高い会議運営が可能になります。

Q3 「いじめ防止対策推進法」では、委員会の構成メンバーとして、教職員のほかに、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するその他の関係者が挙げられていますが、委員構成はどのように考えればよいですか。

A3 心理の専門家としてのSCは必ず構成メンバーとしてください。その他の関係者については、校長の判断で委員に加えてください。迅速さが求められる場合で、外部の委員等を招集する時間がないときは、会議後に内容を伝えるなどの配慮が必要です。また、いじめの対応の検討会議に、SSWや当該事例の関係者等の参加を求めるなどの柔軟な対応も考えられます。
なお、全都内公立学校に、学校サポートチーム（教職員のほか、保護者、民生・児童委員、主任児童委員、保護司、子供家庭支援センター職員、児童相談所児童福祉司、警察職員等により構成）を設置していることから、委員会は教職員を中心に構成し、学校サポートチームが、必要に応じて、委員会を支援できる態勢を構築している学校もあります。

Q4 若手の教職員が多い学校では、委員会からの助言が、人材育成につながりますが、どのような実践が考えられますか。

A4 委員会が、日常的に、若手の教職員に、児童・生徒への対応、児童・生徒の観察の視点、学級経営、自尊感情を育む授業等について、助言できる体制を確立することが考えられます。
また、若手教員が、委員会のメンバーに気軽に相談したり、いじめ問題に主体的に関わり、具体的な取組を提案したりできるような環境づくりも必要です。

〈東京都教育委員会いじめ問題対策委員会委員〉
有村久春（東京聖栄大学教授） 坂田 仰（日本女子大学教授） 滝 充（国立教育政策研究所総括研究官）
鈴木高弘（元都立足立新田高等学校長・元専修大学附属高等学校長） 三田一則（豊島区教育委員会教育長）
市川宏伸（都立小児総合医療センター顧問） 石川悦子（東京臨床心理士会副会長）
長汐道枝（府中市スクールソーシャルワーカー） 三坂彰彦（武蔵野法律事務所弁護士） 古郷氏郎（警視庁生活安全部管理官）

〈実践報告者〉
榊 尚信（武蔵村山市立第十小学校長） 森田正蔵（目黒区立目黒中央中学校長）

○発行日 平成 27 年 3 月
○発行者 東京都教育庁指導部指導企画課
所在地 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電 話 03-5320-6888

学校いじめ対策委員会の効果的な活用

～学校が組織的に対応できるようにするために～

この資料は、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（「東京都いじめ防止対策推進条例」に基づき設置された教育委員会の附属機関）の審議（第2回 平成27年2月12日開催）を踏まえて、作成しました。

学校いじめ対策委員会は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、全ての学校に設置することが義務付けられています。

教職員が一人で抱え込まないようにするために、この組織の役割や取組内容を明確にすることが大切です。（2・3ページに取組例）

【いじめ防止対策推進法（平成25年6月公布・9月施行）】

（学校におけるいじめの防止等のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

⇒ 東京都教育委員会では、この組織を「学校いじめ対策委員会」としています。

【東京都教育委員会いじめ総合対策（平成26年7月策定）】

◆ 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者（保護者、部活顧問等）から構成

※ いじめ問題の解決のためには、授業を含む教育課程全体での取組が必要なことから、この他に、教務主任が参加できるようにすることも大切です。

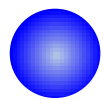
主な役割

- 学校いじめ防止基本方針の策定
- いじめ問題に関する年間指導計画の作成、実行
- 学校サポートチーム定例会議の実施
- 保護者会・学校便りでの取組周知
- スクールカウンセラーによる全員面接の計画・実施
- 「いじめ発見チェックシート」、実態把握アンケートの計画、実施
- 児童・生徒間のトラブルに関する情報収集・共有
- 対応方針策定・役割分担
- 対応状況確認
- 経過観察

◆ 一人一人の教職員は、自分が担任する学級・学年等にかかわらず、児童・生徒の様子で気になることを見聞きしたら、**どんな小さな事例でも、その日のうちに、学校いじめ対策委員会に報告する。**

見落としていませんか！

- 「仲よし同士の遊びの延長のようにも見えるから、もう少し様子を見よう。」
 - 「この程度は、子供たちの日常によくあることだから、報告するには及ばない。」
 - 「これから出張だから、週明けに報告しよう。」
- などの個人的判断が、重大事態につながることもあります。



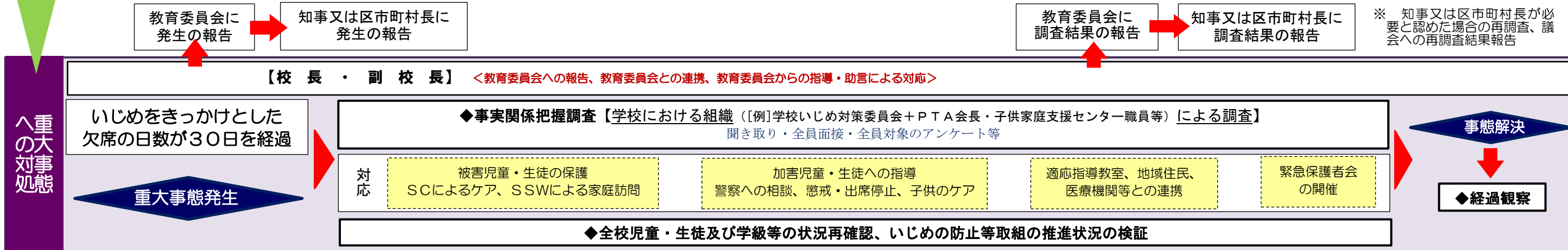
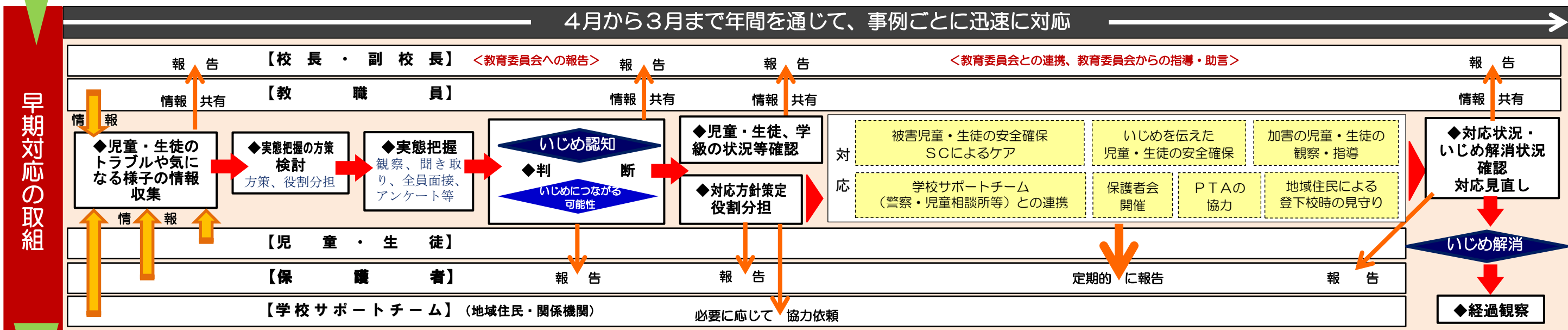
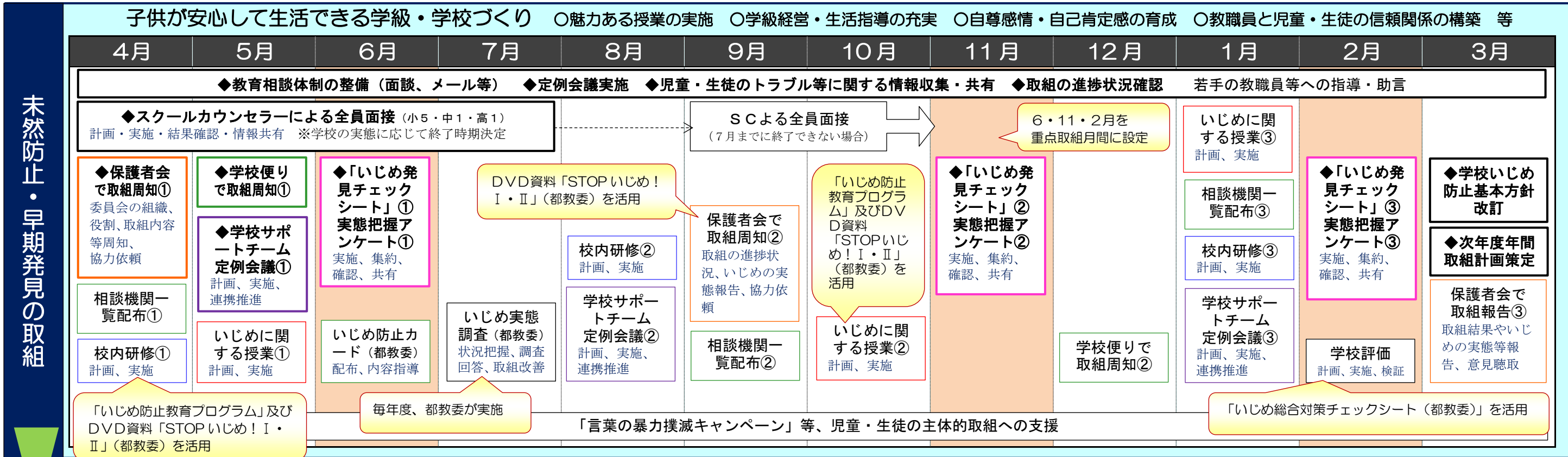
「学校いじめ対策委員会」を核とした取組例

～学校の実態（教職員構成、規模等）に応じて、取組内容と役割を明確に！～

※ 資料中の「委員会」は「学校いじめ対策委員会」を、「SC」は「スクールカウンセラー」を、「SSW」は「スクールソーシャルワーカー」を示す。

※ : 「委員会」が必ず行うべき取組、 : 学校として行うべき取組（「委員会」の役割は学校の実態等に応じて定める）

: いじめの事案ごとに、実態に応じて行うべき取組



※ 「いじめ防止対策推進法」第28条では、重大事態を「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」及び「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と定めている。また、「いじめの防止のための基本的な方針（文部科学省）」では、前掲の「相当の期間」について、「年間30日を目安とする」と補足している。これらを踏まえ、本資料では、いじめをきっかけとした欠席の日数が30日を経過した時点で、重大事態の発生と認めた場合の対応事例を示した。

2 相談しやすい学校づくり

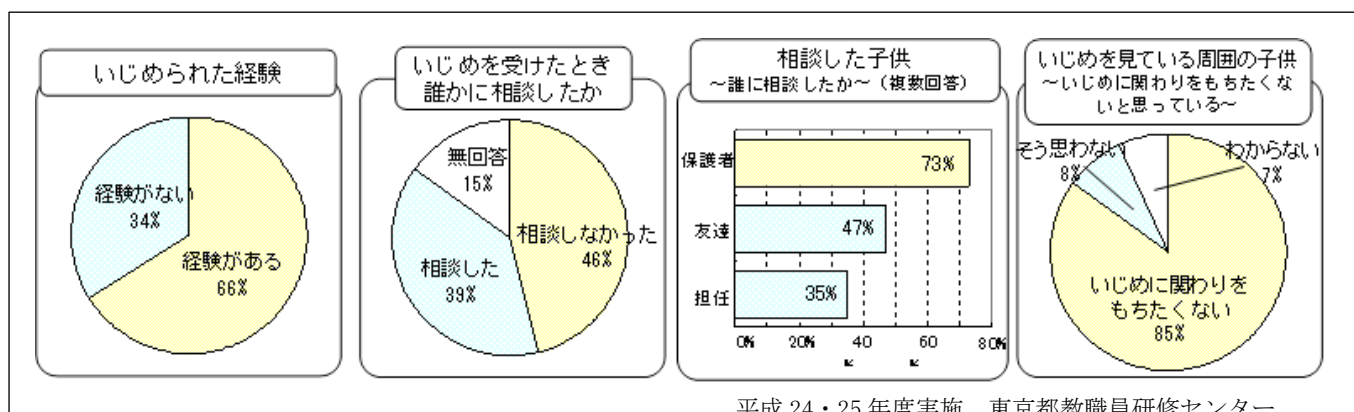
(1) 平成 24・25 年度の研究で明らかとなった実態

条例の制定や「総合対策」の策定に先立ち、都教育委員会は、平成 24・25 年度に、2 年間にかけていじめ問題に関する研究を行った。この研究の中で、児童・生徒等からの聴き取り等を行った結果、通常の調査からは見えにくい、いじめに関する児童・生徒の実態が明らかになった。

以下に、その一部を示す。【図表 25】

【図表 25】 いじめ問題に関する研究の結果

～ 児童・生徒約 9,400 人を対象としたアンケートによる ～ (部分)



この結果から、

- ・ 66%の子供がいじめを受けた経験がある。
- ・ 46%の子供が、いじめを受けても、誰にも相談していない。
- ・ 相談した子供でも、担任に相談した子供は 35%にとどまっている。
- ・ 85%の子供が、いじめに関わりをもちたくないと思っている。

ことなどが、児童・生徒の実態として見えてきた。

これらの課題を解決するためには、

- ・ いじめは、どの学校、どの子供にも起こり得ると捉えて、教員の指導力の向上を図るとともに、学校の組織的対応を徹底させる。
- ・ 児童・生徒が教職員に相談しやすい学校づくりを推進する。
- ・ 児童・生徒の主体的な取組を通して、いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくりを推進する。

ことが必要であると考える。

「総合対策」は、上記の視点などから、学校の取組を示した内容となっている。

(2) いじめについて、児童・生徒が相談しやすい学校づくりに向けた取組の現状

これまでに各学校及び都教育委員会では、相談しやすい学校づくりにむけて、次ページに示す様々な取組を行ってきた。

■ 相談しやすい学校づくりに向けた取組

1 学校の取組

- (1) 児童・生徒と教員との信頼関係の構築
 - ア 学級・学年経営の充実
 - イ 授業改善の推進
 - ウ 教職員が児童・生徒に関わる時間の十分な確保
- (2) 学校教育相談体制の整備
 - ア スクールカウンセラーによる全員面接の実施（小5・中1・高1対象）
 - イ 教員による定期的な個人面談の実施
 - ウ 全教員による校内巡回等を通じた子供の観察と声掛け
 - エ 学級担任等による問題を抱えた児童・生徒への積極的な働きかけ
 - オ 児童・生徒を対象とした定期的（年3回など）なアンケートの実施
 - カ 学校いじめ相談メールの実施、目安箱の設置等、学校ごとの取組
- (3) 日常的ないじめ防止のための指導・啓発
 - ア 帰属意識、自己肯定感、自尊感情を育む指導の推進
 - イ 組織的かつ毅然とした生活指導の推進
 - ウ 道徳等を通じた規範意識を育む指導の推進
 - エ 特別活動等を通じた人間関係づくりの指導の推進
 - オ いじめに関する授業の実施（年3回）
 - カ 弁護士等の協力を得た法教育の実施（学校ごとの取組例）
- (4) 保護者の理解推進
 - ア 保護者会、個人面談、学校便り等における学校のいじめ防止等の方針、取組の周知
 - イ スクールカウンセラーの紹介
 - ウ スクールカウンセラーや教職員による保護者相談の実施
 - エ P T Aへの情報提供と協力依頼
- (5) 地域・関係機関等との連携推進
 - ア 全公立学校における学校サポートチーム（校長、副校長、主幹教諭、民生・児童委員、主任児童委員、保護司、子供家庭支援センター職員、児童相談所児童福祉士、警察職員等により構成）の設置による協力連携体制の整備
 - イ 児童館や学童クラブへの情報提供と協力依頼
 - ウ 地域住民等による登下校時の見守り等を通しての児童・生徒の観察等の協力依頼
- (6) いじめを認知した場合の対応
 - ア 被害の児童・生徒の安全確保の徹底、スクールカウンセラーや教職員による心のケアの実施
 - イ 加害の児童・生徒に対する組織的、継続的な観察、指導の徹底
 - ウ いじめを伝えた児童・生徒の安全の確保の徹底

2 東京都教育委員会の取組

- (1) 教育相談体制の充実
 - ア 都教育相談センターによる来所、電話、メールによる相談の実施
 - イ 24時間体制による「いじめ相談ホットライン」の設置
 - ウ 相談のための電話番号を周知するため、年1回の相談カードの配布、年3回の相談機関一覧の配布
 - エ いじめ等の問題にかかわる相談事業担当者連絡会（教育庁指導部、都教育相談センター）、生活文化局（都民の声）、福祉保健局（都児童相談センター、精神保健福祉センター）、病院経営本部（小児総合医療センター）、警視庁（少年相談室）による定期的な情報共有
- (2) 教職員のいじめ問題への対応力向上のための取組
 - ア 全公立学校生活指導主任等対象のいじめ問題への対応のための研修会の実施（年1回）
 - イ 「いじめ防止教育プログラム（教員研修編）」の作成、配布、活用推進
 - ウ DVD資料「STOP!いじめ I・II（教員研修編）」の作成、配布、活用推進
 - エ 「東京都におけるいじめ防止等の対策」、「学校いじめ対策委員会の効果的な活用」等資料の作成、配布、活用推進
- (3) いじめ防止等に向けた児童・生徒の意識啓発
 - ア 児童・生徒、保護者を対象とした「いじめ防止フォーラム」開催（平成24年度）
 - イ 「いじめ防止教育プログラム（授業編）」の作成、配布、活用推進
 - ウ DVD資料「STOP!いじめ I・II（授業編）」の作成、配布、活用推進
- (4) 地域・関係機関等との連携の推進
 - ア 東京都いじめ問題対策連絡協議会の開催、協議（年2回程度）
 - イ 学校と警察の連絡協議会の開催（各地区、各区市町村ごと各年1回開催）

これらの取組にもかかわらず、「いじめ発見のきっかけ（9ページ参照）」などについて、「相談しやすい学校づくり」という視点から見ると、必ずしも十分な成果につながっているとは言えないのが現状である。

課題

今後、児童・生徒や保護者が教職員の誰にでも気軽に相談できるよう、学校教育相談機能の一層の充実を図るとともに、学校には相談しづらくても、学校外の第三者機関のどこかに相談することができるよう、児童・生徒や保護者に対して、学校外の様々な相談窓口を十分に周知することが大切である。

また、都教育委員会は、児童・生徒がいじめを受けたり、友達がいじめを受けているのを見たり聞いたりした場合に、「いじめ相談ホットライン」をはじめとした外部の相談窓口を、どの程度利用しているのか、また、利用したことにより、どの程度解決が図られたのかなどを検証し、周知方法等の工夫改善を図ることが必要である。

（3）児童・生徒の犯罪被害防止のための「相談しやすい環境づくり」

平成 27 年 2 月、川崎市の中学校 1 年生の男子生徒が殺傷され、その後、複数の年上の少年が容疑者として逮捕された。

報道によると、被害を受けている本人のみならず、暴力等の事実について知っていた友人も、大人には相談していなかったことが、被害につながったと伝えられている。

同年 3 月の都議会でも、この事件が取り上げられ、被害を受けている本人や友人など誰かが、何らかの方法で大人に助けを求めることができるようにする対策を、社会全体で講じていく必要があるとの意見が示されたところである。

この事件については、加害者が学校等に在籍していなかったため、「いじめ防止対策推進法」に規定されるいじめには該当せず、集団での暴行による殺傷という少年犯罪として考えていかなければならない。しかし、被害者が誰にも相談できない状況に追い込まれていたなど、いじめと同様の課題を含んでいることから、本委員会としても看過できない事件であると考えます。

都教育委員会は、同年 2 月 26 日に、区市町村教育委員会と都立学校長宛てに、緊急に通知を发出し、各学校において、犯罪防止のための対策を確実に実施するよう求めた。

この通知の中に、暴力等を受けるなどしている児童・生徒は大人に相談したり、安全が脅かされることが推測される場合には 110 番通報したりするよう指導すること、状況を知っている児童・生徒は大人に伝えるよう指導することなどが示されている。

さらに、都教育委員会は、上記通知の内容を踏まえ、同年 4 月に次ページの「緊急点検項目」を示し、各学校における取組の徹底を図ってきた。**【図表 26】**

改めて、学校のみならず、社会全体で、子供が大人に相談できる環境づくりを推進することが、喫緊の課題となっている。

この点検は、川崎市の事件を受けて、緊急に学校における犯罪防止の取組の実施状況を確認する目的で実施したが、今後は、20 ページの【図表 18】に示した『学校いじめ対策委員会』の取組状況の調査と合わせて、項目を精査するなどして実施し、各学校において実効的に取組が推進されるよう工夫することが求められている。

【図表 26】 学校における緊急点検項目

緊急点検項目		チェック
1 「被害のおそれがある」児童・生徒の状況の確実な把握		
(1)	定期的なアンケートや面接等により、「被害のおそれ」のある児童・生徒や、現に被害を受けている児童・生徒がいないかを確認する取組が行われている。	
(2)	児童・生徒が危険な状況にある場合や、周囲の児童・生徒がその状況について知っている場合には、本人はもとより周囲の児童・生徒からも、教職員に伝えるよう指導している。	
(3)	「被害のおそれ」のある児童・生徒や、現に被害を受けている児童・生徒が確認された場合における全教職員での情報共有のための方法を明確にしている。	
(4)	特に支援が必要な児童・生徒の実態や家庭の状況等について、前年度（前籍校）からの引継ぎを適切に行っているとともに、その情報を学校全体で共有している。	
2 学校における遺漏のない情報共有		
(5)	教職員から校長、副校長、生活指導主任等に必ず報告しなければならない児童・生徒の問題行動等の内容を明確にしている。	
(6)	児童・生徒の気になる様子について、教職員から報告を受けるための組織を設置しているとともに、その構成員や役割を明確にしている。	
3 日常の相談・支援体制の整備		
(7)	スクールカウンセラーによる相談日や学校外の相談窓口を、定期的に児童・生徒及び保護者等に周知している。	
(8)	スクールカウンセラーによる児童・生徒に対する全員面接をはじめ、学校全体による教育相談体制を整備している。	
(9)	校外における問題行動等を随時学校に伝えてもらえるよう、保護者やPTAに、協力を依頼している。	
(10)	学校サポートチームの会議を定期的で開催して、学校と地域、関係機関等が日常的に連携し、児童・生徒を見守る体制を確立している。	
(11)	教育委員会に報告すべき児童・生徒の問題行動等の内容を明確にしている。	
(12)	スクールソーシャルワーカー、警察、子供家庭支援センターや児童相談所等に連絡したり相談したりすべき児童・生徒の問題行動等の内容を明確にしている。	
4 学校と警察との相互連絡制度に基づく対応		
(13)	学校が所轄の警察署に必ず連絡・通報しなければならない児童・生徒の問題行動等の内容を明確にしている。	
5 不登校児童・生徒への対応		
(14)	児童・生徒の欠席の理由が把握できない場合や、欠席が連続し、本人の状況を確認できない場合における学校の対応を明確にしている。	
6 児童・生徒の問題行動等への対応		
(15)	いじめや暴力等の被害や児童虐待の疑いなどが確認された場合に、連絡・通報すべき関係機関を明確にしている。	
7 「被害のおそれ」のある児童・生徒や、加害行為を行っている児童・生徒などへの対応		
(16)	「被害のおそれ」のある児童・生徒や、現に被害を受けている児童・生徒が確認された場合に、連絡・通報すべき関係機関を明確にしている。	
(17)	加害行為を行うことが予見される児童・生徒や、現に加害行為を行っている児童・生徒が確認された場合に、連絡・通報すべき関係機関を明確にしている。	

※ 「被害のおそれ」のある児童・生徒とは、学校において連続して欠席し連絡が取れない中で、又は学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれのある児童・生徒のことをいう。

平成 27 年 4 月 10 日付「連続して欠席し連絡が取れない児童・生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童・生徒の安全の確保に向けた取組について（通知）」より（都教育委員会）

(4) 協議の内容

① 相談しやすい環境づくりの視点と具体例

上記の現状を踏まえて行われた本委員会における協議の概要は、以下のとおりである。

	相談しやすい環境づくりの視点	具体例	留意事項
1	学級経営力、児童・生徒の居場所づくり、絆づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人一人の教員が学級経営を充実させ、個に応じた指導を充実させる。 ○ 学級生活・学校生活の中で、全ての児童・生徒の居場所をつくり、望ましい人間関係の中で、役割を果たすことができるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学級経営が、児童・生徒に対してきめ細かな配慮に基づき行われていることが、相談しやすい環境づくりの基本である。
2	児童・生徒理解	<ul style="list-style-type: none"> ○ OJT等を通して、一人一人の教員の児童・生徒理解を向上させる。 ○ 教職員が、日常から、子供は大人には相談しづらいという気持ちや立場を理解しながら、時間をかけて丁寧に話を聞くなどし、教職員と児童・生徒の信頼関係を築く。 ○ 子供が自分たちで解決する方策を獲得していくことが成長であることを理解し、子供の気持ちを尊重して解決に向けた支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 経験の浅い教員が、児童・生徒理解を深めることができるよう、「対策委員会」のメンバーなどからの日常的な助言が必要である。 ◆ 子供は、いじめられてもグループから離れたくないという気持ちが強い。いじめの苦痛とグループから離れる苦痛を比べながら、相談するかしないかを迷っていることを理解する必要がある。
3	学校の相談体制の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の相談体制を、児童・生徒が正しく理解できるよう、日頃から十分に説明しておく。 ○ 教職員が、被害を受けている児童・生徒から相談を受けた場合には、被害児童・生徒の意向を踏まえ、秘密を守って対応することを、日頃から児童・生徒に伝えておく。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 中学生や高校生など思春期の子供は、教職員には知られたくないという気持ちが強く、相談できない現状があることを理解する必要がある。
4	保護者との関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校は、日頃から、子供のことで何かあったら、複数の教職員で対応することなどを保護者に伝えておく。 ○ 教員は、学校の論理で保護者を説得するのではなく、親としての思いを傾聴し、共感的に相談に応じる。 ○ 卒業生の保護者からも、校外で行われている在校生同士や卒業生と在校生のいじめやトラブル等について、情報が寄せられるような関係を築く。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 保護者が、子供のことで気になることがあっても、学校には相談しづらいのは、思いを受け止めてもらえないと感じているのではないかと考えることが大切である。 ◆ 教職員と児童・生徒が良好な関係を築くためには、学校と保護者との関係づくりが欠かせない。
5	スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教員に話しづらいことや相談しづらいことをSC、SSWが聞いてくれるということを、繰り返し児童・生徒に周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ SC、SSWの機能を理解した上で、コーディネートの役割を果たす教員を定める必要がある。

6	相談内容に関する秘密の保持	<ul style="list-style-type: none"> ○ SCを含む全教職員は、児童・生徒から受けた相談内容を、「対策委員会」に報告する。 ○ 相談してきた被害児童・生徒の「誰にも言わないでほしい」という願いを、教職員全体で共有し、秘密を守って対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「対策委員会」が、被害児童・生徒を守りぬく視点から、対応の在り方について協議することが求められる。
7	地域社会との関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民等が見聞きした児童・生徒の気になる様子等を、日常的に伝えてもらえるよう、教職員と地域住民等の信頼関係を構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域住民からの声が、「学校サポートチーム」のメンバーに集まるような体制を構築することが大切である。
8	学校外の相談機関の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校外に多くの相談のチャンネルを用意し、それらの相談窓口を、定期的に児童・生徒に周知する。 ○ 学校内に、「対策委員会」のメンバーと学校外の相談機関の電話番号を記載したポスターを掲示するなどして、児童・生徒自身が相談の方法を選択できるようにする。 ○ 児童・生徒を対象に実施するアンケートに、相談窓口の電話番号を記載しておく。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校外の相談機関には、教職員への相談に不安を感じたり、加害の児童・生徒からの報復を危惧したりしている児童・生徒が相談することが多い。 そうした児童・生徒にとって、「相談してみよう」と思えるような周知の工夫が必要である。

② インターネット等を活用した相談体制の充実

上記の学校における「相談しやすい環境づくり」の取組に加えて、本委員会では、今後、都教育委員会が講じるべき対策として、インターネット等を活用した相談体制の充実の視点から、以下のような意見が述べられた。

<インターネット等を活用した相談体制の充実>

- ホームページやスマートフォンのアプリケーションを活用して、児童・生徒がいじめについて相談できる体制を構築できないか。
- タブレットや自宅のパソコンから、インターネットを通じて相談できるようにしたい。
- インターネットの活用により、子供が、安心して相談してみようと思える環境を整備することが必要である。

以上の意見を踏まえて、本委員会は、

今後、都教育委員会は、ホームページ等のインターネットを活用した情報提供の在り方を検討し、児童・生徒が、いじめを防止するために主体的に行動できるよう促すとともに、心配な状況があったら、すぐに相談機関にアクセスできるような工夫が必要である。

との方向で、意見の一致が見られた。

(5) 児童・生徒対象のアンケート実施の在り方

① 「東京都教育委員会いじめ総合対策」に示されたアンケート実施の在り方

児童・生徒対象のアンケート実施の在り方については、本委員会において、「相談しやすい環境づくり」の視点に加えて、いじめ発見のきっかけとしての有効性の視点からも審議してきた。(10ページ参照)

「総合対策」には、「被害の子供、周囲の子供からのいじめの情報の確実な受信」のために必要な取組として、効果的な「いじめ実態調査」の実施・分析・活用が示されている。

学校は、効果的にいじめの実態を把握できるよう、年3回の「ふれあい月間」の取組でいじめ等の実態を把握する。都教委は、年1回、都内の公立学校に子供へのアンケート等による「いじめ実態調査」を実施する。学校は、実態調査で収集した情報に基づき、子供に対して事実確認するに当たっては、必要に応じてスクールカウンセラーと協力し、子供たちに心理的負担を与えないよう配慮する。 「いじめ総合対策」(11ページ)

これに加えて、「いじめ総合対策」には、参考資料として、「いじめ実態調査における児童・生徒対象アンケート」の質問項目が例示されており、更に以下の留意事項が記載されている。

各学校においては、速やかに実施・集計できる、5～10項目程度の学校独自の簡単なものを、繰り返し(定期的に)実施することが大切です。

アンケートの内容以上に注意すべきなのは、実施時の雰囲気です。簡単なアンケートではあっても、ふざけたりしないで正直に答えてほしいことを伝えるようにします。また、回収後は児童・生徒の目の前で大封筒に入れるなどし、匿名性を守る姿勢を見せることで、児童・生徒から信頼を得るように努めます。 「いじめ総合対策」(26ページ)

課題

これを踏まえ、ほとんどの学校において、いじめを把握するための参考資料とするため、定期的に、児童・生徒を対象としたアンケートを実施し、それらを分析して、適切に対応している。「問題行動等調査」における「いじめ発見のきっかけ」の結果は、学校におけるこうした取組の成果であると捉えることができる。

成果

しかしながら、都教育委員会が、平成27年4月に緊急に実施した調査(20ページ【図表18】)では、一部の学校において、アンケートを全く実施していなかったり、実施してもアンケートへの記載内容について、「対策委員会」等が確認していなかったりしている実態が明らかとなった。

② アンケートの有効活用の視点と具体例

本委員会では、こうした現状を踏まえ、アンケートの有効性と活用の在り方等について、以下の協議が行われた。

	アンケート有効活用の視点	具体例	留意事項
1	実施の意義と限界の理解	○ 子供が教職員に直接訴えられるようにする環境づくりが最も大切であることを前提としながら、あくまでもいじめ把握の手だての一つとしてアンケートを実施する。	◆ アンケートを実施することのみで、確実にいじめを把握できるものではないことを理解する。

2	実施の意義と境界の理解	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教室で行うアンケートでは、担任には知られたくないなどの心理が働く児童・生徒もいることを、十分に理解した上で実施する。 ○ 記名式アンケートに何かを記載してきた子供がいた場合、教員は、その子供への対応に終始しがちである。むしろアンケートに書くことができずに悩んでいる子供の中に、深刻な事例があるかもしれないと捉え、全体に対する丁寧な観察を欠かさないようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童・生徒が、教職員に直接訴えられるような関係づくりを重視する。 ◆ 教職員の児童・生徒の変化等への気付きから、いじめを発見することが最も大切である。 ◆ 記載がなければ、いじめはないと考えてはならないことに留意する。
3	教職員の共通理解	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「学校いじめ対策委員会」で、アンケートの実施方法やその後の対応等について、十分に検討して、全教職員の共通理解の下に実施する。 ○ アンケートを実施した後、その結果について、「対策委員会」等で教員やスクールカウンセラーが、実態把握や対応の在り方を協議する。 	
4	児童・生徒の意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小さいいじめの芽を把握するために、何がいじめに当たるのかを児童・生徒にしっかりと指導し、考えさせてからアンケートを実施する。 ○ 子供が真剣に取り組めるようにするために、発達の段階を考慮し、アンケートの趣旨について指導してから実施する。 ○ アンケートは、いじめを受けている子供を守りぬくために行うことを、実施前に子供たちに明確に伝える。 ○ アンケートに記載した場合には、学校は記載した子供の気持ちを踏まえて丁寧に対応することを、事前に伝えるなどして、子供が安心して、いじめ等の事実を記載できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ アンケートが、教員の都合で実施されているという印象を、子供に与えてはならない。アンケートを実施するに当たっての、環境づくりが大切である。
5	質問項目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 質問項目は、「何か困っていることはありませんか。」「(困っていることがある場合は、)誰に相談したいですか。」「(相談したい相手を記入した場合には、)よかったら、連絡先(氏名等を含む)を書いてください。」などとし、子供にとって抵抗のないものに工夫する。 ○ 「友達のこと、何か見たり聞いたりしたことがあれば書いてください」などの項目を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ その時には書けなくても、後日、自分や友達の状況について、教職員に相談に来られるような工夫が必要である。

② 記名式と無記名式のメリット及びデメリット

なお、アンケートを記名式で実施するか、無記名式で実施するかについては、それぞれの特性を踏まえて、使い分けることが必要であるとの趣旨から、以下のような意見が述べられた。

<アンケート実施に際する配慮 ～記名か無記名か～>

- 記名式と無記名式とでは、それぞれに長所と短所がある。学校や学年の実態によって、方法が異なることもあり得るので、どちらがよいかを一律に論じることはできない。

- 児童・生徒からいじめの実態を聴き取ることを目的とするのであれば、無記名で実施する方がよい。教員が、「名前を書いても良い」と補足する方法などが適切である。
- 児童・生徒にとって負担なく、事実を書くことができるようにするためには、「記載する名前は、先生が分かるニックネームでもよい。」などの配慮も必要である。
- 児童・生徒が正直にアンケートに記載することができるようにするために、例えば、家に持ち帰って、後日封筒等に入れて提出する方法なども考えられる。

③ アンケート実施に関する基本的な考え方

上記の協議を踏まえ、平成 27 年 8 月に、本委員会は、いじめ把握のための児童・生徒対象のアンケートの実施に関する基本的な考え方をとりまとめた。

これを踏まえ、同年 9 月、都教育委員会は、各学校等に対して、児童・生徒を対象としたいじめの早期発見のためのアンケートの確実な実施及び保管について、下記の内容の通知を出し、現在、各学校等への周知及び徹底を図っている。

平成 27 年 9 月 9 日付 27 教指企第 718 号

「児童・生徒を対象としたいじめの早期発見のためのアンケートの確実な実施及び保管について（通知）」
 （東京都教育庁指導部指導企画課長 ⇒ 区市町村教育委員会指導事務主管課長、都立学校長）

1 アンケート実施の基本的な考え方

学校は、様々な取組を組織的に行う中で、多様な方法により、いじめを早期に発見しなければならないとの認識に立ち、いじめやいじめの疑いのある状況を認知するための重要な参考資料の一つとするため、定期的に児童・生徒を対象にアンケートを実施する。

2 実施方法

(1) 全公立学校において年間3回以上、実施する。

(2) 具体的な実施方法や質問項目は、児童・生徒の実態（発達の段階、教職員との関係、学級や学年等における人間関係、いじめに対する意識や主体的な取組の状況等）を踏まえ、学校や学年ごとに、最も効果的な方法を検討して、実施する。

※ 記名式、無記名式、自宅で記載し封筒に入れて提出する方法など、年間の中で、異なる方法により実施するなどの工夫が求められる。

3 保存期間

区市町村教育委員会は、当該区市町村の「文書管理規則」等に基づき、管下の学校におけるアンケート実施後の保存期間を定め、周知・徹底を図る。

[参考] 都立学校においては、当該アンケートの保存期間を、実施年度の末から3年間とする。

※ 「都立学校共通事案に係る文書等保存期間表」の「その他生活指導に関する資料」に該当

4 留意事項

- (1) いじめの実態は、アンケートへの記載の有無のみをもって判断できるものではないことに留意し、全教職員が、日常の教育活動の中で、児童・生徒との関わりやきめ細やかな観察等を通して、いじめの実態を把握するよう努める。
- (2) アンケートの実施に際し、児童・生徒に対して、教職員がいじめを把握し、その解決に全力を尽くすためにアンケートを実施するものであることを伝え、児童・生徒が安心して事実を記入することができる環境の中で実施する。
- (3) 学校いじめ対策委員会を核として、児童・生徒がアンケートに記載した内容等について全教員で情報を共有し、いじめの実態把握の方策や解決に向けての対応方針等を明確にする。

課題

今後、各学校が、アンケートの効果を最大限に活用して、相談しやすい環境づくりに資することができるよう、都教育委員会として、記名式や無記名式の長所や短所を含め、アンケートの実施方法や質問項目の例と、効果的な活用事例等をまとめ、各学校等に周知することが必要である。

3 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

(1) インターネットを通じて行われるいじめ防止等の取組の例

～都教育委員会による「児童・生徒の健全育成に関する区市町村教育委員会訪問（平成27年6月・7月）」より～
 都教育委員会は、児童・生徒の健全育成に関する施策の推進を目的として、毎年度6月から7月にかけて、区市町村教育委員会を訪問して、取組についての情報共有等を行っている。

本年度は、インターネットを通じて行われるいじめ防止等の取組の例について情報交換を行った。以下に特色のある取組の事例を示す。

① 教育委員会・学校・家庭・地域が一体となった取組

	対策の概要	取組内容	具体的な事例等
A区	教育委員会・校長会・PTAが共同でルールを作成	○「子供が守るルール」と「保護者が守るルール」の内容を関連させて策定	【生徒が守るルール（一部）】 ○夜10時以降は、携帯電話やスマートフォンは保護者に預け、使用しません。 【保護者が守るルール（一部）】 ○約束の時刻になったら子供の携帯やスマホを預かります。
B市	教育委員会が指針を策定、開発資料を作成	○指導資料「考えてみようケータイ電話」を全児童・生徒に配布し、学校・家庭・地域が一体となった取組を推進	【指針[家庭における取組]（一部）】 ○子供の年齢や生活スタイルを考慮して携帯電話の必要性を検討します。 ○利用させるに当たっては公共ルールを守らせます。 ○家庭内でルールをつくります。
C区	スマートフォン用アプリによるネットトラブル支援システム	○区独自のスマートフォン用アプリケーションを開発 ○いじめ相談、いじめ防止のための啓発、ネットいじめやトラブルの解決策を提供	【ネットでトラブル解決支援システム（一部）】 ○児童・生徒、保護者、地域住民等を対象に、専用サイトで24時間365日相談を受け付ける。（受付のNPOから学校に報告） ○QRコード付きのカードを配布した者のみが、アプリの活用が可能である。

② 児童・生徒に対する指導の工夫

	対策の概要	取組内容	具体的な事例等
D市	どの中学校でも同じ指導	○市内中学校長、生活指導主任が協議し、携帯電話等の利用に関するルールを作成 ○全中学校で同様の指導を徹底	【共通ルール（一部）】 ○夜9時以降は、友人同士の通信を行わない。 ○返信がなくても相手を責めない。 ○トラブルが起こったら、メッセージのやり取りをせず、直接話し合う。
E市	専門家による情報モラル指導	○ICTサポーターが児童・生徒に情報モラルを指導 ○疑似体験を通して、インターネットに関するトラブルについての演習を実施	【ネットトラブルに関する研修（一部）】 ○メール、掲示板などの活用に加えて、「グループ外し」、「既読無視」、「ID交換掲示板」などについて、実際の場面を想定し、ICT機器を活用した疑似体験を行う。
F市	ICT専門企業による授業・講演	○委託しているICT専門企業が、学校で、携帯電話の使用等について講演 ○いじめ相談、いじめ防止のための啓発、ネットいじめやトラブルの解決策を提供	【指導内容（一部）】 ○児童・生徒と保護者が話し合いながら、携帯電話やスマートフォンの使用ルールを決定する。 ○「LINE」など、児童・生徒が日常的に活用しているアプリに関して、ネットいじめにつながらない使い方を指導する。

③ 児童・生徒の主体的な取組

	対策の概要	取組内容	具体的な事例等
G市	子供eルールの策定	○「いじめ防止 児童会・生徒会フォーラム」を開催し、「携帯電話の使用に関するルール」をテーマに、各学校の代表児童・生徒が協議し、「子供eルール」を策定	【子供eルール（一部）】 ○人の悪口は書かない。 ○発信する情報に責任をもつ。 ○小学生は、夜9時以降は使わない。 ○中学生は、家族と決めた時刻以降は使わない。 ○使う時間は、1時間ぐらいにする。

④ 保護者・PTAへの啓発

	対策の概要	取組内容	具体的な事例等
H町	フィルタリング活用の徹底	○教育委員会の広報誌に、携帯電話やスマートフォンへのフィルタリング管理について掲載し、保護者へ啓発	【広報誌掲載内容（一部）】 ○携帯電話やスマホは、保護者の管理下で子供に使用させましょう。 ○フィルタリング機能を活用し、子供を有害情報から守りましょう。 ○家庭でルールをつくりましょう。
I市	親子で一緒に情報モラル	○全小・中学校で「親子で学ぶ情報モラル」授業を実施 ○インターネットや携帯電話等の利用のルールやマナーを学ぶ機会を設定	【インターネットのルールやマナー（一部）】 ○いじめやトラブルに遭ったら、すぐに保護者や先生に相談しよう。 ○家庭で決めたルールを守ろう。 ○ばれないから大丈夫と思って、悪口を書き込むのは、絶対にやめよう。

⑤ 教員研修の工夫

	対策の概要	取組内容	具体的な事例等
J区	「LINE」によるいじめへの対応	○教員対象のサイバー犯罪防止研修の中で、実施にスマートフォンを用いた体験型の研修を実施	【研修内容（一部）】 ○警察（サイバー犯罪対策課）の職員の指導により、教職員が実際にスマートフォンを活用し、「LINE 外し」、「LINE によるいじめ」など、「LINE」を通して行われるいじめやトラブルと、その未然防止、解決方法について学ぶ。
K市	「ファミリールール」（都青少年・治安対策本部主催事業）の実践	○生活指導主任会において、「ファミリールール」の研修会を実施 ○研修成果を各学校の指導に活用	【ファミリールール（一部）】 ○都青少年・治安対策本部の職員から、「家庭のルールづくり」のための保護者対象講座を実施する。 ○保護者と児童・生徒の話合いで、「誹謗中傷を書き込まれても返さずに、身近な大人に相談する」などのルールを作成する。

これらの取組は、各区市町村教育委員会が、保護者、地域住民、関係機関、企業等と連携して、児童・生徒にスマートフォンやSNS等の適切な使用方法を指導することに加えて、インターネットを利用する際のルールやモラルについて理解させるために実施しているものである。

課題

こうした取組にもかかわらず、インターネットを通じて行われるいじめやトラブルは増加傾向にあることから、都教育委員会としても、区市町村教育委員会と連携して、学校の取組を支援していくことが必要である。

(2) 協議の内容

① インターネットを通じて行われるいじめへの対応の視点と具体例

	インターネットを通じて行われるいじめへの対応の視点	具体例	留意事項
1	インターネットを通じて行われるいじめの実態と特徴の理解	○ インターネットを通じて行われるコミュニケーションは、情報モラルが身に付いていないと、いじめる気持ちがなくても、いじめになってしまうことがあることに留意する。	◆ インターネットを通じたいじめは、広がるスピードが速いこと、24時間発生すること、広がり大きいことなどの特徴があることを理解する。

2	インターネットを通じて行われるいじめの実態と特徴の理解	<p>○ かつては、いじめが家の中で発生することはなかったが、インターネットによって、学校が休みの日や、夜までいじめが起り得ることに留意する。</p> <p>○ SNS等は、仲間同士で通信しているため、いじめが行われていても、大人はなかなか見抜けない。子供は、仲間を失いたくないという意識が強いので、大人に相談することは難しい現実があることを理解して対応する。</p>	<p>◆ SNS等によるいじめは、いじめている側が、あまり悪いことをしていると思っていないことが問題であり、周囲に気を遣ってやむを得ず参加している子供に思いが至らないことが多いことを理解する。</p>
3	情報モラルの指導	<p>○ 今の子供たちが、ICTの時代に生きていることを踏まえ、インターネット等のメリットやデメリットについて、早いうちから指導していくとともに、保護者への啓発を図る。</p> <p>○ 子供が、被害者にも加害者にもならないよう、情報モラルについて、できるだけ早くから指導していく。使わせないという指導ではなく、メリットを教える。</p> <p>○ インターネットが特別なのではなく、人のいやがることを言ったり書いたりしないこと、自分が書いた内容について、迷惑に感じたり、いやな思いをする人がいないか考えてから相手に送ることなど、自分の言葉に責任をもつ指導を徹底する。</p>	<p>◆ 高等学校の情報教育では、情報活用の技能とともに、情報モラルについて指導することが必要である。</p>

② スマートフォン使用のルールの徹底

なお、都教育委員会は、上記の協議等を踏まえ、平成27年11月26日に、都内全公立学校の児童・生徒が、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響をスマートフォン使用のルールを徹底させるため、「SNS東京ルール」を策定し、各学校等に周知を図ったところである。(詳細は、東京都教育委員会ホームページに掲載)

SNS東京ルール

(平成27年11月26日 東京都教育委員会策定)

- 1 一日の利用時間と終了時刻を決めて使おう。
- 2 自宅でスマホを使わない日をつくろう。
- 3 必ずフィルタリングを付けて利用しよう。
- 4 自分や他者の個人情報を載せないようにしよう。
- 5 送信前には、相手の気持ちを考えて読み返そう。

児童・生徒が身に付ける力

- 複製・拡散が容易など、情報の特性に関する基本的な知識
- 著作権や個人情報の保護についての知識
- 様々な情報を取捨選択する能力
- 根拠を明確にして情報を発信する能力
- 受け手への十分な配慮に基づいて情報を発信できる能力や態度
- ルールやマナーの意義を理解し、守ることができる態度

今後、都教育委員会は、「SNS東京ルール」を踏まえて、適切に「SNS学校ルール」や「SNS家庭ルール」が策定されるよう、区市町村教育委員会と連携して、学校に助言等を行っていく必要がある。